

砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金について

1 目的

豪雨、暴風、洪水、地震その他の異状な天然現象により生じた災害により農地及び農業用施設等が被災したが、国又は富山県(以下「国等」という。)の災害復旧事業に該当しないもの(復旧事業費が40万円未満)について、迅速な復旧及び被災者の負担を軽減する目的で支援金を交付するもの。

2 支援概要

- (1) 復旧事業費が7万円以上15万円未満 1箇所につき5万円
- (2) 復旧事業費が15万円以上40万円未満 1箇所につき10万円

3 特徴

- (1) 令和5年7月12日以後の災害に適用する恒久的な市単独制度
- (2) 支援金を定額方式とすることで迅速な支援(支払い)
- (3) 農地・農業用施設災害で定額支援金制度は県内初
- (4) 個人の事務負担の軽減を図るため自治振興会が申請を取りまとめ
- (5) 個人又は共助により復旧したのも対象

4 交付条件

- (1) 豪雨、暴風、洪水、地震その他の異状な天然現象により生じた災害(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に指定された災害復旧事業の対象となる災害をいう。)により被災した農地又は農業用施設であること。
- (2) 下記のいずれかに該当するものを対象とする。
 - ア 現に耕作している個人所有の農地。(作付けの季節的な要因や転作サイクル等により一時的に休耕しているものは該当する。ただし、1年を超えて休耕しているものは原則として管理不全による被災とみなす。個人の宅地(家庭菜園を含む。)、私道及び山林は対象としない。)
 - イ 受益が2戸以上の個人所有の農業用排水路、農業用道路。ただし、土地改良区、用水土地改良区等の農業団体が所有する農業施設は対象としない。
- (3) 被災地の復旧に対し、原則として国等から補助金等が交付されていないこと。
- (4) 被災地の復旧のための事業費が、7万円以上40万円未満であること。
(復旧事業費が40万円以上の場合は、国又は富山県の補助に該当する。)

- (5) 被災地の復旧にあたり、砺波市内の工事事業者等に工事を依頼したもの。
- (6) 個人又は共助により復旧したものは、その復旧にかかる労務費用が7万円を超えるもの。(軽作業員4人分が目安(総労務時間数32時間))

5 異状な天然現象とは

- (1) 降雨： 最大24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上
- (2) 洪水： 警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上
- (3) 暴風： 最大風速(10分間平均の最大値)15m/s以上
- (4) 地震、地すべり、火山噴火等その他の異状な天然現象： 政令で定める
*令和6年能登半島地震は1/11付で政令指定されました。

6 制度・手続きについて

- (1) 令和5年7月12日以後の災害に適用する恒久的な市単独制度とする。
- (2) 交付条件(4)のうち7万円以上15万円未満に該当する場合(交付条件(6)を含む。)は、被災地1箇所あたり5万円を交付する。
- (3) 交付条件(4)のうち15万円以上40万円未満に該当する場合は、被災地1箇所あたり10万円を交付する。
- (4) 一の農地で複数箇所が被災しているときは、1箇所とみなす。
- (5) 申請様式は申請書兼請求書とし、事務の迅速化及び事務負担の軽減を図る。
- (6) 申請に添付する書類は、工事箇所がわかる地図、写真、工事事業者等の見積もり、請求書又は領収書(交付条件(6)に該当するものは、総労務時間数がわかるもの)とする。
- (7) 被災者は、申請書を自治振興会に提出し、自治振興会は申請を取りまとめるうえ、被災してから90日(国又は富山県に補助申請を行ったものの、補助事業に該当しなかったときは、120日)以内に市に提出する。
- (8) 市は適正な申請書を受理したときは、申請者に対し支援金を交付する。
- (9) 工事事業者に発注又は工事が完了したものについても対象とする。
- (10) 復旧が完了したときは、完了届(写真添付)を市に提出するものとする。
- (11) 1/22から申請受付開始(3/30まで)

7 判定(フローチャート参照)

- (1) 被災箇所の報告は、地区によって振興会、自治会、土地改良区地区委員会などまちまちであるが、当該制度の窓口は各地区自治振興会とする。
- (2) 報告のあった箇所について次のように判定する。
 - ア A判定 国等の補助に該当すると見込まれるもの(事業費40万円以上)

- イ B判定 当制度に該当すると見込まれるもの（事業費7万円～40万円未滿）
 - ウ C判定 A又はB判定のいずれにも該当しないもの。（補助に該当しない）
 - 次のように事由ごとに分類する。
 - （ア）C－1判定 農地、農業用施設に該当しないもの（個人の宅地、私道、山林等である。）。
 - （イ）C－2判定 土地改良区、用土地改良区等の農業団体が所有する農業施設であるもの。
 - （ウ）C－3判定 1年以上耕作されていないと見込まれるもの。
 - （エ）C－4判定 事業費が7万円を超えないと見込まれるもの。
- （3）判定は、各地区自治振興会へ伝達する。自治振興会は、地権者等に対して判定結果を伝達していただく。